

北上市行政手続きにおける個人番号の利用等 条例の一部改正について

1 背景

令和4年10月から、個人番号を利用した「公金受取口座登録制度」が始まり、生活保護費の給付においても、申請者又は受給者から意思表示があったときには、当該口座情報を情報照会して取得することとされた。

○日本国民に対する生活保護の実施根拠：生活保護法



生活保護法に基づく調査は個人番号利用に関する法律に定めがあり当初から情報照会可能である。

○外国籍住民に対する生活保護の実施根拠：生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年厚生省社会局長通知)



法律に定めが無く、外国籍住民の情報照会のためには市の独自利用事務として条例に定める必要がある。

2 現状

生活保護費の振込先口座は、保護決定時に申出書を作成してもらい登録している。

3 独自利用事務として追加する理由

今般の公金受取口座に関しては、住民から利用の申し出があった場合には情報照会を実施しなければならないことから、当市行政手続きにおける個人番号の利用等条例等を一部改正し、新たに独自利用事務として位置付ける必要がある。

4 スケジュール

令和5年2月16日	議会全員協議会
令和5年2月27日	庁議
令和5年2月	法規審査
令和5年3月	議会

5 施行日

公布の日